

レンタル約款（ロボット）

お客様（以下「甲」という）と株式会社琉球ネットワークサービス（以下「乙」という）との間のロボット等の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、別に契約書類等による取り決めが無い場合は本約款に同意したものとみなし、以下の約款条項を適用いたします。

第1条（レンタル）

乙は、対象のレンタル物件（以下「物件」という）を甲にレンタルし、甲は本約款に定める条件により、これを借り受ける。

第2条（申込み）

1. 甲は、レンタル契約の申込みにあたり、申込書等の必要書類を提出するものとする。
2. 甲は、提出した書類の記載内容に変更が生じた場合、その旨を速やかに乙へ通知し、変更後の内容を記載した書類を提出するものとする。

第3条（契約）

レンタル契約は甲が前条に定める書類を提出し、その内容について乙が承諾することにより成立するものとする。

第4条（レンタル期間）

レンタルの期間は、前条により甲乙で合意した期間とする。

第5条（期間延長）

レンタル期間満了の前日までに甲から期間延長の申し出があり乙がこれを承諾した場合、期間を延長することが出来る。この場合、甲は速やかに延長料金を乙へ支払う。

第6条（期間短縮）

1. 甲は、レンタル期間中であっても、乙の合意を得たうえで物件を返還して契約を解除することができる。
2. 前項に基づきレンタル契約を解除する場合においても、当初成立したレンタル契約で合意したレンタル料金に変更は生じず、料金の返還等を行わない。

第7条（引渡しと返却）

1. 原則として、物件は乙が直接で甲の指定する場所へ配送し、および回収を行う。この場

合の配送・回収費用は、沖縄県本島内の場合はレンタル料金に含むものとし、本島外の場合は実費を甲の負担とする。

2. 前項によらず宅配業者等の配送によって物件を引き渡す場合、配送・回収費用は甲が負担するものとする。
3. 甲は乙から本物件の引渡しを受け次第、速やかに検査を行なうものとし、物件引渡し日より2日以内に甲より乙に書面で通知がない場合、本物件に瑕疵等が無く正規に引渡しが行なわれたこととする。
4. レンタル契約が期間の満了、契約解除、その他事由により終了の場合、甲は速やかに甲の負担で物件を原状に回復し、乙の指定する場所に物件を返還する。
5. 甲は、甲の責により物件の返還が遅延したときは、返還期限の翌日から物件が乙に返還された日までのレンタル料相当の損害賠償金を乙に支払う。

第8条（料金と支払い方法）

1. 甲は、請求書等に記載されたレンタル料、運送諸経費、その他金額などに消費税を付した金額を、乙指定の支払い期日までに支払うものとする。
2. 支払い手数料は甲の負担とする。

第9条（物件の使用、保管）

1. 甲は、物件について善良なる管理者の注意をもって使用、保管しなければならない。
2. 甲は、物件の使用・維持に要する消耗品及びその他の費用を負担するものとする。
3. 甲は、事前の書面による乙の承諾を得ずに物件について設置場所の移動、譲渡、転貸、分解、改造等をしてはならず、また、乙の所有権を示すものの除去をしてはならない。
4. 甲は物件について、質権、抵当権、譲渡担保権その他一切の権利を設定してはならない。
5. レンタル期間中に物件自体または物件の設置、保管、使用、その他の原因により第三者に与えた損害については甲がこれを賠償するものとし、乙は何らの責任を負わない。
6. 前項において乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払う。

第10条（破損や紛失等）

1. 甲の責による物件の滅失、毀損、その他これらに類する問題が発生した場合、甲は乙からの請求により、物件の再購入代金、修理代金、逸失利益損害等、乙が被った損害を賠償する。
2. 前項の場合、甲は物件の使用の可否に関わらずレンタル料の支払義務を免れない。

第11条（契約解除）

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、乙は何らの催告を要することなく契約を解除することができる。この場合、甲は乙に対し、未払いのレンタル料、その他甲に対し有する

金銭債務全額を直ちに支払い、かつ、乙に他の損害が生じている場合はそれも賠償する。

- ① レンタル料の支払を遅延したとき。
- ② 支払を停止したとき。
- ③ 破産、民事再生法、会社更生、整理等の申立をなし又は受けたとき。
- ④ 事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
- ⑤ 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
- ⑥ 第 16 条第 1 項、第 2 項のいずれかに該当する行為をし、または第 16 条 1 項の規定に基づく表明、確約に関して違反または虚偽の申告をした事が判明したとき。
- ⑦ その他本契約の各条項の一つでも違反したとき。

2. 前項に基づき契約が解除された場合、乙または乙の代理人は物件の所在する場所に立ち入り、これを引き取ることができる。

第 12 条（ソフトウェア複製等の禁止）

甲は、物件の全部、または一部を構成するソフトウェアに関し、第三者への譲渡、使用権設定、複製、変更、または改作はしてはならない。

第 13 条（担保責任）

1. 乙は物件の性能について、引渡し時において正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しない。
2. 物件の引渡後、甲の責めに帰すべからざる事由により物件が正常に作動しなくなった場合、乙は、物件の修理または取り替えを行うものとする。修理または取り換えが出来ず契約の履行が出来なくなった場合、甲乙でレンタル料金の減額について協議を行う。
3. レンタル契約に関し乙が甲に対して負担する損害賠償は、請求原因に関わらず当該契約において甲から乙に支払われたレンタル料金の額を上限とする。

第 14 条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、内乱、法令制度改発、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他乙の責に帰することのできない事由によるレンタル契約の履行遅延又は履行不能について、乙は責任を負担しないものとする。
2. 前項の場合、乙はレンタル契約の全部又は一部を変更若しくは終了することができるものとする。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合は何ら催告なく、直ちに契約を解除することが出来る。

- ① 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）

である場合

- ② 代表者、責任者または実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合
- ③ 代表者、責任者または実質的に経営権を有する者が暴力団等への資金提供を行った場合
- ④ 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して自身又は関係者が暴力団等である旨を伝えた場合、或いは相手方に対して詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いた場合
- ⑤ その他前記各号に準ずる行為

2. 甲及び乙は、前項の規定により契約の全部または一部を解除した場合、解除による損害が生じてもこれを一切賠償しない。

第 16 条（管轄）

甲乙間の契約における一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、乙の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 17 条（付則）

本約款は 2020 年 10 月 1 日以降に締結される契約に適用する。

2020 年 9 月 30 日 作成